

広島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和二年一月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
病院	医療法人社団 中川会 介護医療院 グリーン三 条	呉市三条一丁目3番14号	令和2年1月21日
病院	介護医療院 ほのぼの	三次市栗屋町1731番地	令和2年1月21日